

宿泊約款

第一条 適用範囲

- 1, 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は約款の定めるところによるものとし
この約款のない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2, 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で予約に応ずることがあります。

第二条 宿泊引き受けの拒絶

当ホテルは次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- 1, 宿泊の申込が、この約款によらないものであるとき。
- 2, 満室（員）により客室に余裕がないとき。
- 3, 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4, 宿泊しようとする者が明らかに伝染病者であると認められるとき。
- 5, 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 6, 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- 7, 他の宿泊者に不快感を抱かせたり、また迷惑をかける恐れがあるとき。

第三条 氏名等の明示

当ホテルは宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引受けした場合に
期限を定めてその宿泊予約の申込み者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- 1, 宿泊者の氏名、国籍、職業及び住所。
- 2, その他、当ホテルが必要と認めた事項。

予約金

- 1, 当ホテルは宿泊予約の申込みを引き受けた場合には、期限を定めて宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2, 前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残額がある場合には返還いたします。

第四条 予約の解除

- 1, 当ホテルは宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは別表（違約金申し受け定）により違約金を申し受けます。
ただし、団体客（ペイイングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる）については、この限りではありません。ただし、宿泊当日の宿泊予約の一部解除については別表（違約金申し受け規定）により違約金を申し受けいたします。
- 2, 当ホテルは宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申告者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3, 前項の規定により解除されるとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは第一項の違約金はいただきません。

違約金申し受け規定

キャンセル受日 予約人員	不泊 (未着)	当日	前日	2～3 日前	4～7 日前	8～14 日前	15～30 日前
15名以上	70%	70%	50%	25%	25%	15%	10%
14名まで	100%	80%	20%	20%			

特別期間につきましては、別途違約金規定となります。

第五条

- 1, 当ホテルは他に定める場合を除く場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (1) 第二条第3号から第七号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第三条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (3) 第三条第1項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
- 2, 当ホテルは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について既に収受した予約金があれば返還いたします。

第六条 門制限

当ホテルは門限24:00と定めております。